

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
 発行 宇治市  
 政策経営部  
 政策総務課  
 電話 22-3141番  
 印刷 宇治市横島町吹前123-4  
 (南山城複写センター)

## 目次

### 規 則

- 規則第2号 宇治市市税条例施行規則の一部を改正する規則  
 ..... (市民税課) … 2

### 告 示

- 告示第11号 建築基準法第42条第2項の規定による道の指定  
 の変更..... (建築指導課) … 8
- 告示第14号 指定管理者の指定 ..... (交通政策課) … 8

### 公 告

- 公告第2号 横島関連面整備（十一その5）管渠建設工事に係る  
 条件付一般競争入札 ..... (契約課) … 8

### 監 査 委 員

- 告示第1号 宇治市監査委員事務執行規程 .....10

**規 則**

宇治市市税条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和3年1月28日

宇治市長 松村 淳子

**宇治市規則第2号**

宇治市市税条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市市税条例施行規則（昭和60年宇治市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第5号中「及び条例第96条第2項」を「並びに条例第96条第2項及び第3項」に改める。

別記様式第50号を次のように改める。

別記様式第50号(第5条関係)

(表)

年度分 市民税・府民税申告書(受付書)

住所 氏名 様

年度分 市民税・府民税申告書

宛先 宇治市長宛て 年 月 日 提出 年1月1日の住所 宇治市 職業・勤務先・屋号 電話番号 フリガナ 氏名 生年月日 個人番号

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

(注意) ※印欄は、記入しないでください。

13 社会保険の種類 支払った保険料 14 社会保険料控除 15 生命保険料控除 16 地震保険料控除 17-19 寡婦控除 ひとり親控除 勤労学生控除 20 障害者控除 21-22 配偶者控除 23 扶養控除 24 雑損控除 25 医療費控除

1 収入金額 2 所得金額 3 所得から差し引かれる金額 4 所得から差し引かれる金額

整理番号 生年月日 控対配 扶養親族 扶養障害 本人該当欄 金額

5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外(年4月1日において65歳未満の人は給与所得以外)の市民税・府民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

6 上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等について、申告不要制度を利用する場合は、該当する□にレ印を記入してください。 □ 配当所得等 □ 譲渡所得等

(裏)

6 給与所得の内訳

日給等の給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。

月	日	給	勤務日数	月	収
1		円			円
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞 与 等					円
合 計					円
勤 務 先 名					
勤 務 先 所 在 地					
勤 務 先 電 話 番 号					

7 事業所得・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円		円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
		・	円	円
		・		
		・		
		・		

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

			国外株式等に係る外国所得税額
種 目	所得の生ずる場所	収 入 金 額	必 要 経 費
		円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額（収入金額－必要経費）	特別控除額	所得金額（差引金額－特別控除額）
総合譲渡	短 期	円	円	円	円	円
	長 期					ロ
一 時						ハ

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。

右のニの金額を表面の⑩に記入してください。

ニ 合計	イ＋[(ロ＋ハ) × 1/2]
------	-----------------

11 事業専従者に関する事項

フリガナ	続柄	生年月日	従事月数	専従者給与(控除)額
氏名				円
個人番号		・		
		・		
		・		
合 計 額				
所得税における青色申告の承認の有無				

13 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額又は特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入してください。

配 当 割 額 控 除 額	円
株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 控 除 額	

14 寄附金に関する事項

「都道府県・市町村分」及び「京都府の共同募金会・日本赤十字社支部」の各欄には、当該団体へ寄附した金額を記入してください。「京都府条例指定分」の欄には、京都府の条例で指定された団体へ寄附した金額を記入してください。

都道府県・市町村分	円
京都府の共同募金会・日本赤十字社支部	
京都府条例指定分	

15 事業税に関する事項

非課税所得等	番号	所得金額	円
損益通算の特例適用前の不動産所得			円
事業用資産の譲渡損失等	資産の種類	損失額・被災損失額(白)	円
前年中の開(廃)業	開始・廃止	月	日
<input type="checkbox"/> 他都道府県の事務所等			

【通信欄】

年1月1日現在は、宇治市以外に居住していた。  
住所

12 別居の扶養親族等に関する事項

フリガナ	続柄	住 所
氏名		
個人番号		

◎所得がなかった人

1	次の人に扶養又は援助されていた。 住所 氏名 (続柄)
2	遺族年金、障害年金等を受給していた。 (年金の種類) 遺族年金、老齢福祉年金、障害年金、児童扶養手当、増加恩給、公務扶助料等
3	無職だった 月 から 月 まで
4	その他の理由で所得がなかった人は、昨年の生活状況について記入してください。

16 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	続柄	生年月日	特別障害者に該当する場合	身 級 別 居の場合の住所
氏名				
個人番号				

別記様式第50号の2中「                   」を「                   」に、「所得金額（A

シ	ス
ス	ヤ
セ	ソ
ソ	タ
タ	チ
チ	ツ
ツ	テ
テ	ト
ト	ナ
㊦	㊧
㊨	㊩
㊪	㊫
㊬	㊭
㊮	㊯
㊰	㊱
㊲	㊳
㊴	㊵
㊶	㊷
㊸	㊹
㊺	㊻
㊼	㊽
㊾	㊿

」  
」  
- B)」を「所得金額 = A - { 給与所得控除額 + ( B - 給与所得控除額の1/2 ) }」に、「                   」を「                   」に、

普通 の別 障害	退職の区分
-------------	-------

「 普通」を「 一般」に改める。  
別記様式第91号を次のように改める。

別記様式第91号（第7条関係）

（表）

年 月 日

宇治市長宛て

軽自動車税（種別割）減免申請書

申請者（納税義務者） 住所  
氏名

☎ 電話番号

次の軽自動車等の軽自動車税（種別割）の減免を申請します。

車両番号又は 標識番号	車名	種別	軽自・原付	用途	乗用・貨物用・その他
車台番号	型式		総排気量又は 定格出力		リットル・キロワット
原動機の型式	形状		個人番号又は 法人番号		
定置場	申請者に同じ・宇治市			税額	円

身体障害者等	住所	申請者に同じ・			
	氏名	申請者に同じ・			
	生年月日 及び年齢	年 月 日（ 歳）	申請者との 続柄		
手帳番号等	手帳番号		交付日	年 月 日	
	障害の種別		障害の程度	種 級	

運 転 者	住所	申請者に同じ・			
	氏名	申請者に同じ・		申請者との 続柄	
運 転 免 許 証	免許証の番号		交付日	年 月 日	
	有効期限	年 月 日	種類	条件等	

減免を受けようとする理由（該当する番号を○で囲んでください。）

- 1 身体障害者、精神障害者又は知的障害者（以下「身体障害者等」という。）が軽自動車等を所有し、かつ、当該身体障害者等が運転する。
- 2 身体障害者等が軽自動車等を所有し、かつ、当該身体障害者等と生計を一にする者が当該身体障害者等のために運転する。
- 3 身体障害者等と生計を一にする者が軽自動車等を所有し、かつ、当該身体障害者等と生計を一にする者が当該身体障害者等のために運転する。
- 4 身体障害者等と生計を一にする者が軽自動車等を所有し、かつ、当該身体障害者等が運転する。
- 5 身体障害者等のみで構成される世帯の者が軽自動車等を所有し、かつ、当該身体障害者等を常時介護する者が当該身体障害者等のために運転する。
- 6 公益のために軽自動車等を直接専用する。
- 7 生活保護法の規定による生活扶助を受ける者が軽自動車等を専用する。
- 8 軽自動車等の構造が専ら身体障害者等の利用に供するものである。
- 9 その他

※2から5までの理由に該当する場合は、裏面の「使用状況に関する事項」を記入してください。